

匝瑳市空き家バンクによる空き家の仲介に係る協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）

とは、匝瑳市空き家バンク実施要綱（平成24年匝瑳市告示第66号。以下「告示」という。）第13条に規定する交渉等の仲介に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、告示に定める制度の趣旨にのっとり、信義誠実の原則に立ち、この協定に基づき空き家に係る売買又は賃貸借の適正かつ円滑な推進を図るものとする。

（業務執行体制の整備）

第2条 乙は、この協定の業務に関し、次に掲げる業務執行体制の維持に努めるものとする。

- （1） 社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- （2） 取引の信頼性と安全性の確保

（仲介に係る協力の依頼）

第3条 甲は、物件登録申込者の希望等により乙に対し空き家の仲介に係る協力を依頼するときは、空き家の仲介に係る協力依頼書（第1号様式）により行うものとする。

（仲介の業務）

第4条 乙は、前条の規定により甲から空き家の仲介に係る協力を依頼されたときは、物件登録申込者に連絡の上、空き家の状況を調査するものとする。この場合において、甲も同行するものとする。

2 甲は、利用登録者が空き家の現地確認等を希望するときは、乙に連絡し、乙は速やかに利用登録者の希望する空き家の案内をするものとする。

3 乙は、利用登録者から交渉等の申込みがあったときは、物件登録者と連絡調整の上、仲介を行うものとする。

（交渉結果等の報告）

第5条 乙は、前条第3項の規定により申込みを受けた空き家の仲介に係る交渉結果について、空き家の仲介に係る交渉結果報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(仲介の報酬)

第6条 空き家の仲介に係る報酬の額については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により定める額の範囲とする。

(苦情又は紛争の処理)

第7条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上処理するものとする。ただし、空き家の仲介に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

(協定の解除)

第8条 甲又は乙は、相手方がこの協定に違反したときは、一方的に協定を解除できるものとする。

(情報の管理及び目的外利用の禁止)

第9条 乙は、この協定により得た情報について責任を持って管理し、空き家バンクに係る乙の利用目的以外に利用してはならない。

(その他)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

乙